

地方創生 DAO の構築に係るガイドライン

2023 年 12 月 12 日

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

地方創生 DAO の構築に係るガイドライン

I. 本ガイドラインについて

1. 背景および目的

パブリック型ブロックチェーンを基盤とするいわゆる Web3.0、とりわけ NFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）や DAO（Decentralized Autonomous Organization：分散型自律組織）を活用する地方創生に係る活動（以下、「**地方創生 DAO**」という。）が広がっている。

他方で、DAO を含む各地の地方創生に係る活動において使用されている用語や提供されている機能の名称は、必ずしも統一されていない。また、当該活動への参加者等に対して開示される情報についても必ずしも十分ではないケースも見受けられるほか、当該活動自体が虚偽と疑われる事例も出現している様子が見られる。かかる現状では、利用者保護に係る仕組みが脆弱であるといわざるを得ない。

現時点では、地方創生 DAO に携わる関係者の自律的なガバナンス機能が発揮されていること等から大きな社会問題となるような利用者保護に欠ける事例は発生していないものの、利用者保護に係る仕組みが不十分なまま、当該活動が広がっていくと、どこかで社会的な問題が発生し、Web3.0 を活用する地方創生に係る活動の後退や機運の減退を招く可能性がある。

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（以下、「**協会**」という。）は、Web3.0 を活用し、地域内外の参加者との強固なコミュニティを形成したり、地方創生に向けた活動を活発化させたりする地方創生 DAO に係る取組みを利用者保護に係る環境整備を図ることを通じて推進することを目的として、「地方創生 DAO の構築に係るガイドライン」（以下、「**ガイドライン**」という。）を策定する。

2. 本ガイドラインの対象範囲および構成

本ガイドラインは、主として「地方創生 DAO」を対象とし、主に民間団体が当該活動を行う際の指針として活用されることを想定している。

しかしながら、本ガイドラインは、自治体等の公的機関による活動や地方創生以外の目的で構築される DAO に係る活動においても参考または利用可能となる部分があると考えており、積極的な活用が望まれる。

また、本ガイドラインは、当協会における取組みを通じて把握した**地方創生 DAO に係る実態や利用者保護を中心とした課題の概要**、並びに把握した実態および課題に基づき当協会が提案する地方創生 DAO または DAO を運営している組織あるいは者（以下、「**DAO 運営者**」という。）が DAO 参加者や参加を検討する者（以下、「**DAO 参加者等**」という。）に対して**開示することが望ましい情報等について取りまとめた「情報開示に係るガイドライン」**の二つの、セクションで構成されている。

II. 当協会における地方創生 DAO に係る取組み

1. 地方創生 DAO 等に対するヒアリング

本ガイドラインの策定にあたって、当協会に設置するユースケース部会において、次に掲げる地方創生 DAO に係る関係者と地方創生 DAO の現状や課題を中心に意見交換（以下、「ヒアリング」という。）を行った。なお、本文中の情報は原則としてヒアリング時点のものであり、本ガイドライン公表時点とは異なっている可能性があることについてあらかじめお断りしておく。

(1) 第 6 回ユースケース部会 2022 年 10 月 17 日オンライン開催

対象者：山古志住民会議 竹内 春華氏

講演タイトル：「人口 800 人の限界集落が「NFT」「DAO」に取り組む理由」

ヒアリング概要：「人口 800 人の限界集落が「NFT」「DAO」に取り組む理由」と題して、旧山古志村のご紹介、NFT を活用した取り組みの内容と試行錯誤についてヒアリングを行った。

(2) 第 7 回ユースケース部会 2022 年 12 月 12 日オンライン開催

対象者 1：SOKO LIFE TECHNOLOGY 株式会社/ 代表取締役 菅原 壮弘氏

講演タイトル：「岩手県紫波町 Web3 タウン表明 について」

ヒアリング概要：Web3 Town Shiwa の取り組みについて、Help to Earn、ふるさと納税×NFT

対象者 2：スパークル株式会社/ 代表取締役 福留 秀基氏

講演タイトル：「みちのく DAO のご紹介」

ヒアリング概要：スパークルご紹介、web3 による地域経済圏創出、みちのく DAO の構想

対象者 3：仙台市経済局産業振興課主任 加藤 廣康氏

講演タイトル：「仙台市 web3 特区構想について」

ヒアリング概要：仙台市が現在取り組む web3 特区構想について、背景や構想の概要説明

(3) 第 8 回ユースケース部会 2023 年 2 月 13 日オンライン開催

対象者：スマニューラボ株式会社 取締役 佐々木 大輔氏

講演タイトル：「フラット化する世界に峠と盆地を作り出す DAO と NFT」

ヒアリング概要：岩手県遠野市 TONO DAO における NFT 等の地方創生活用について

なお、いくつかの地方創生 DAO 運営者とは、ヒアリング後も意見交換を実施しており、ヒアリングも含めて本ガイドラインの策定に多大なご協力いただいている。

2. 地方創生 DAO の概要と課題

(1) 地方創生 DAO の概要

地方創生 DAO は、一般的に NFT 等のトークン保有者を中心にコミュニティを形成することや購入代金の用途をトークン保有者の投票に決定するといった活動がイメージされることが多いが、ヒアリング等を通じて把握した限りにおいても、実際には多様な地方創生 DAO に係る態様があることが分かった。

具体的には、まず、コミュニティへの参加がトークン保有者に限定されていることは少なく、たとえ

ば、Discord 等のコミュニケーションサービスの利用においても、トークン保有者等に限定されたスレッド等の階層が設けられることはあっても、当該サービスの利用をトークン保有者のみに限定することはなく、トークンを保有していなくとも参加可能な場合がほとんどである。なかには、トークンの発行さえ行われず、コミュニケーションサービスへの参加をもって地方創生 DAO への参加と称するケースもある。

また、コミュニティの参加者数や NFT 等のトークン販売を通じて調達する資金の規模については、現時点でそれほどまとまった金額を集めている地方創生 DAO はない。ヒアリング時点では、多くとも千数百万円程度にとどまっている。他方で、資金調達規模と比較すると参加者層の多様化は一定以上とみられることから、Web3.0 のメリットを活かし、小規模ながら多様な参加者にリーチすることができているケースが多いと考えられる。

(2) 利用者保護の観点での地方創生 DAO に係る課題

ヒアリングを通じて得られた情報や地方創生 DAO について収集した情報等から、主として利用者保護の観点で、地方創生 DAO については、以下のような課題があると考えられる。

• 地方創生 DAO の法人格

現時点では、主体的に国内の法制度に基づく法人格を有している地方創生 DAO はないと考えられる¹。海外を含めた多種多様な参加者でコミュニティを形成することが目的の一つであることが多い地方創生 DAO においては、当該目的を達成する観点で、法人格はなくとも資金調達は可能で、コミュニティの運営は可能で、投票等を含めた一定の意思決定も可能である。このため、地方創生 DAO の活動が大きくなり、DAO 組織として契約当事者となる必要が高まったり、外部に対する透明性を高めたりする等法人格を有するニーズが高まるまでは地方創生 DAO の法人化は進みにくいと考えられる。

他方で、利用者保護の観点では、地方創生 DAO が「法人格を持たない」（主体的に持たないことを意味し、脚注 1 の通り受動的に法人格が認められる可能性はある。以下この点については省略する。）ことは、トークンの販売収益の帰属や、地方創生 DAO と DAO 参加者との関係および地方創生 DAO において行われる投票等に基づく意思決定等の法的な位置づけがあいまいになるという課題がある。

• 参加者等およびトークン等の販売収益の法的権利関係

地方創生 DAO が法人格を持たないことから、DAO が契約主体や資金の管理主体となることは難しいという見方も多く、通常、地方創生 DAO がトークンの発行者となって販売代金を管理するということはない。したがって、地方創生 DAO に係るトークン購入者が支払った暗号資産等の代金は地方創生 DAO 以外の者が所有・保管している。

NFT 等の発行者は地方創生 DAO ではなくその関係者（多くは DAO 運営者またはその

¹ 自ら法人格を有するための行動をしなくとも、訴訟等において民法上の任意組合等とみなされる可能性はある。

中の特定の者あるいは法人) となっていることが多い。株式会社である場合は、販売代金は売上げとして計上され、利益が出ていれば法人税が課されることになる。このような状況について、多くの地方創生 DAO 参加者等は認識していない可能性がある。

- **投票等を通じた意思決定の法的位置づけ**

地方創生 DAO が実施する投票による意思決定について、地方創生 DAO が法人格を有しないことから、地方創生 DAO 参加者により行われる意思決定が地方創生 DAO を拘束する法的効力を有するとは考えにくい。このため、プールされているとされるトークンの販売代金の用途を投票によって決めることがあっても、それは本来法的拘束力のない意思決定に基づいて資金が利用されているといえる。

現時点で、地方創生 DAO が行っている投票による意思決定に基づいて地方創生に係る活動が行われ、プール資金を利用することができるのは、DAO 運営者の「善意」によるところが大きい。しかしながら、法的な義務がない中で、トークン発行による販売代金を私的に流用せず、投票結果を無視することもせず、意思決定に沿ってプールした資金を提供することができるからといって、現在の地方創生 DAO の態様を前提とする場合、当協会として、利用者保護の観点から、この状態のままでの市場拡大を推進することは出来ない。

III. 情報開示に係るガイドライン

本ガイドラインでは、ブロックチェーンの活用の程度も含めて実際の地方創生 DAO が非常に多様であることや、法制度の整備状況も踏まえ、画一的な法規制の適用は必ずしも望ましいものではないと考える。

他方で、参加者たる利用者の保護を図りながら地方創生 DAO を推進する観点から、地方創生 DAO に対して法規制を含む特定の枠組みに当てはまることを求めるのではなく、主として、地方創生 DAO に係る情報の開示による市場の健全化を促すアプローチを採用した。

1. 地方創生 DAO に係る情報開示

• 地方創生 DAO の法人格

地方創生 DAO 運営者は、地方創生 DAO 参加者等に対し、当該 DAO に係る法人格の有無や法人格がある場合のその種類並びに法人形態の選択理由等の情報について提供すべきである。

地方創生 DAO は、「コミュニティ」の参加者が所属する組織として捉えられることが多いが、ヒアリングや国内の地方創生に係る DAO に関する分析から、実態として現時点では地方創生 DAO が国内の法制度に基づく法人格を有することはほとんどないと理解している。

本ガイドラインでは、現行の国内における法人格に係る法制度と地方創生 DAO の活動実態や目的との適合性、地方創生 DAO の参加者数や収益性および多様性等を踏まえ、現段階で、**地方創生 DAO が特定の法人格を有することを推奨することはしない**。何らかの法人格を有するか、法人格を有する場合にどの法人格を選択するかについては、個々の地方創生 DAO において判断すべきものとする。

ただし、そうした法人格に係る実態については、後述する地方創生 DAO 参加者等が有する権利等にも大きく関わってくるほか、法人格があれば DAO が契約当事者として地方創生活動を行いやすくなる面もあり、地方創生 DAO に参加しようとする者（以下、「**DAO 参加検討者**」という。）を含む地方創生 DAO 参加者等が、**地方創生 DAO の法人形態について理解したうえで参加の判断を行えるようにすべき**と考える。

このような観点から、**地方創生 DAO 運営者は**、地方創生 DAO に係る法人格の有無や法人格がある場合のその種類およびそのような法人形態を選択した理由等について、地方創生 DAO 参加者等に情報開示すべきと考える。

なお、一部の地方創生 DAO においては、地方創生 DAO の運営を行う評議委員会を設置し DAO 参加者から選出された評議員による合議制にする等したうえで、コアメンバーによる権利能力なき社団の制度に基づく組織化を進めている。

• 地方創生 DAO の活動概要

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、地方創生 DAO の活動目的や活動概要等のトークン保有の判断に影響を及ぼす情報について提供すべきである。

一般的に DAO 参加者等は、地方創生 DAO の活動目的等に対する共感や投機的な目的も含め何らかのインセンティブが発生することで参加したり、トークンを保有したりする。とりわけ、活動への参加を目的としている場合で、地方創生 DAO への参加に際して NFT 等のトークン購入などの支払いが先行して発生する場合、地方創生 DAO の活動目的を含む活動概要について、十分な情報提供が確保される等、**地方創生 DAO についての確に理解したうえでトークン購入の意思決定が行われるようにする**することが望まれる。

たとえば、DAO の活動概要について、月次等定期的にレポートを公表している例がある一方、DAO 創設時等に公表されたホワイトペーパーがあっても、実際の活動開始後の情報量が少ないケースもあり、定期的・継続的な活動概要の情報発信は、内容によるところもあるものの適切な認識ギャップを埋める施策の一つであると考ええる。

・ 地方創生 DAO 保有資産の法的権利関係および会計税務

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、トークン購入代金の帰属や参加者等の法的位置づけ等のトークン保有の判断に影響を及ぼす情報について提供すべきである。

前述のように法人格を有する地方創生 DAO がほとんどないと考えられることから、トークン購入者の購入代金は、地方創生 DAO と称される組織が所有権を有しているわけではないと考えられる。

本ガイドラインでは、地方創生 DAO が法人格を持ち、購入代金が地方創生 DAO の資産として法的に位置づけられることが望ましいと考えるものの、現行の法制度を含めた外部環境を踏まえ、現時点で、法人格を有しそのうえで当該法人が資金を保有する等の**特定の資産保有形態を推奨することはしない**。

ただし、地方創生 DAO における購入代金の法的な帰属については、後述する地方創生 DAO 参加者等が有する権利等にも深く関わってくるものでもあり、地方創生 DAO 参加者等が**理解したうえで参加の判断を行えるようにすべき**と考える。

たとえば、購入代金はプールされたうえで地方創生活動に係る費用に充当するという位置づけであればその旨を表明するとともに、DAO 運営者の内規で定める等の法的な性質と当該位置づけとのギャップを埋めるまたは縮小する措置が講じられているのであれば、当該措置についても開示すべきと考える。

また、購入代金に係るトークン購入者に対する会計や税務上の取扱いについても可能な限り情報提供するとともに、地方創生 DAO 運営者による資金管理によって課税される（たとえば、株式会社として販売代金を保管することで売上計上されるケースがある）等の事象が発生する場合、DAO が発行するトークンに係る金融規制が存在する場合等トークン保有者に与える影響に関する情報についても開示すべきと考える。

- **DAO 保有資産の保管方法・処分方法**

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、トークンの保管方法やリスクの軽減措置等についてセキュリティ上可能な範囲で情報を提供すべきである。

NFT の購入等 DAO への参加にあたって参加者が ETH 等のパブリック型ブロックチェーンのトークンで代金を支払った場合、当該トークンは地方創生 DAO に係る活動費用への充当等に備えてトークンのまま保管されることがある。

トークンの場合、暗号資産交換所のような外部事業者が提供するアカウントに保管するケースや DAO 運営者等が自ら開設したウォレット（ノンカストディアル・ウォレット）に保管するケースなど複数の選択肢がある。一般的には、ノンカストディアル・ウォレットによるトークンの管理については一定のリテラシーが必要とされている。

本ガイドラインでは、現状の地方創生 DAO の収益性や運営者のトークンの取扱いについて一定のリテラシーを有するケースがあること等を踏まえて、現段階で**特定の保管方法を推奨することはない**。

ただし、トークンの保管に伴うリスクや当該リスクの軽減に向けて講じている措置等に係る情報について、セキュリティ上のリスクを高めない範囲で地方創生 DAO 参加者等に情報開示すべきと考える。

2. 地方創生 DAO 参加者等に係る情報開示

- **地方創生 DAO 参加者およびトークン保有者等と DAO との法的権利関係**

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、地方創生 DAO との法的な権利義務関係やその他講じている権利義務に類する措置について情報提供すべきである。

前述のように法人格を有する地方創生 DAO はほとんどないと考えられる。このため、地方創生 DAO 参加者等と所属しているとされる地方創生 DAO との間に、実態として法的な権利義務関係はないと考えられる。

また、仮に DAO が何らかの法人格を有するとしても、匿名で参加できることを望む者や海外からの参加者も少なくないとみられることや、トークンの流通市場での売買が発生する頻度等を考えると、地方創生 DAO 参加者等が直接当該法人の構成員となることが必ずしも適切であるとはいえない。したがって、地方創生 DAO として法人格を有することと、地方創生 DAO 参加者等を当該法人の構成員とすることは切り離して検討すべき事項と考える。

本ガイドラインでは、現状の地方創生 DAO の活動実態や地方創生 DAO 参加者等のニーズを推察し、現時点で、地方創生 DAO 参加者等と地方創生 DAO との間に、**法人格に基づく法的な関係を確保することを推奨することはない**。

ただし、地方創生 DAO 参加者等と地方創生 DAO との法的な関係、および法的な権利以外に実態として DAO 参加者として有する規約等に基づく権利や DAO 内規に基づく措置が講じられている場合はその内容について、地方創生 DAO 参加者等が理解したうえで参加の判断を行えるようにすべきと考える。

また、地方創生 DAO との関係ではないが、トークン保有者がデジタル住民といった地位を表章する名称を付与されることがある。中には実際に自治体等が NFT を発行し、一定の特典を付与する事例等もあるが、多くは居住者と同等の法的な権利義務等が発生したり、当該地域の行政上の住民といった地位を得たりするものではないと考えられる。

このようなステータスを表章する名称の付与についても、そのステータスを得ることがどのような特典等といった権利と結びつのか、または何らかの義務が発生するものなのかといった具体的な内容についても、十分な情報提供が必要と考える。

- **DAO 入会脱会のプロセスおよび要件等**

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、地方創生 DAO への参加方法や要件について情報提供すべきである。

前述のように地方創生 DAO への参加要件が必ずしもトークン購入とは限らないケースやそもそもトークンも発行されず Discord 等への参加をもって地方創生 DAO への参加としているケースがある。また、Discord 等の参加自体に係る制限は限定的で広く参加可能とし、内部でトークン保有者のみが参加可能なスレッド等の階層を設けることもある。

本ガイドラインでは、地方創生 DAO や地方創生 DAO への「参加」に係る定義自体が定まっていない現時点で **DAO と称することの是非や「参加」の定義について論ずることはしない。**

ただし、地方創生 DAO 参加者等が、地方創生 DAO に係る活動への**多様な参加方法があることを理解したうえで、トークン購入等支払いを伴う参加方法を選択することが重要である**と考え、参加検討に際して十分な情報提供が行われるべきであると考え。

また、トークン購入等一定の支払いを伴って参加する場合、地方創生 DAO から退出する場合の支払った資金に対する返還等の措置に係る情報の提供も必要と考える。これは、前述の地方創生 DAO の法人格やトークン保有者と地方創生 DAO との法的関係、トークン保有者の支払う購入代金の地方創生 DAO における法的位置づけ等とも関わる事項であり、本ガイドラインでは、**全額返金する等の特定の対応を推奨することはしない。**

ただし、地方創生 DAO 退出時の拋出金の取扱いや退出の要件等については、地方創生 DAO 参加者等に対して十分な情報提供が行われ、適切な判断のもとでトークン購入の検討が行われるようにすべきと考える。

また、利用者保護という観点から少し外れるが、コミュニティの健全性を確保する上で、反社会的勢力である等一定の要件のもので、特定の層への参加が一度認められた者について、本人の意思によらず退会等の措置を講ずることができる仕組みを構築することも考えられる。

3. 地方創生 DAO 参加者等による投票に係る情報開示

- **投票及び投票結果の法的権利関係**

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、地方創生 DAO において行われる投票の法的位置づけや拘束力を確保するために講じている措置等について情報提供すべ

きである。

前述のように法人格を有する地方創生 DAO がほとんどないことや、仮に法人格を有してもトークン保有者が必ずしも法人の構成員となることが適切なわけではないこと等により「コミュニティ」における意思決定の手段として用いられる投票の投票結果と地方創生 DAO との間に法的拘束力がないケースがほとんどである。

現時点では地方創生 DAO 運営者等の関係者の「善意」によって投票結果に従った予算執行等の地方創生 DAO としての活動が行われている。ただし、すべての地方創生 DAO がそのようなガバナンス態勢を取ることが適切とは考えない。

本ガイドラインでは、現状の地方創生 DAO の活動や目的に適合する法人制度がないこと等を踏まえ、地方創生 DAO において行われる**投票の投票結果に対する法的拘束力を求めることはしない。**

ただし、投票等による地方創生 DAO 参加者等の意思表示は、ガバナンス上有効な手段であり、投票結果を尊重する内規を定める等の法的権利の付与に代わる代替措置が積極的に取られることが望ましいと考えるとともに、**地方創生 DAO のガバナンス構造について情報開示が行われ、理解されたうえで参加されるようにすべき**と考える。

- **提案権、提案可能事項及び提案プロセス**

地方創生 DAO 運営者は、投票にかける提案権等の設定について、過度な制限や過剰な提案が行われないよう適切なバランスを確保すべきである。

投票は、ガバナンスの実効性を確保する有効な手段であるものの、提案可能な事項や提案可能な者が著しく制限されるなどした場合、その効力に大きな懸念が生じる。他方で、広範な提案権の確保や過度な投票等の意思表示機会が発生は、地方創生 DAO の組織としての意思決定機能が阻害されたり、トークン保有者等の投票権利者の地方創生に係る活動への参加意欲の低下を招いたりするおそれもあることから、提案権の範囲、提案可能事項の設定（以下、「提案権等」という。）および効果的な提案プロセスの整備には慎重な検討と適切なバランスの確保が求められる。

また、提案権等の具体的な内容については、投票権利者はもとより、トークン購入の検討段階においても購入検討者が容易に知り得る状態を確保することが望まれる。

- **投票方法、可決要件、投票プロセスおよび情報開示**

地方創生 DAO 運営者は、DAO 参加者等に対し、投票方法や可決要件および提案内容について情報提供すべきである。

投票権利者による投票は、大きく分けてブロックチェーンに投票結果が記録されるオンチェーン投票とブロックチェーンを使わずに行われるオフチェーン投票の二種類がある。現状、スマートコントラクト等を活用して組成された DAO が地方創生で用いられている事例はほとんどないとみられ、投票機能を付与した NFT 等のトークンによる投票が行われる場合でも、ガス代等手数料が発

生するオンチェーン投票はあまり利用されていない。

本ガイドラインにおいても、コミュニティの形成に主眼を置くことが多い地方創生 DAO の性質等を踏まえ、**拘束力の強いスマートコントラクト活用型の DAO とすることやオンチェーン投票とすることを推奨することはしない。**

ただし、地方創生 DAO のガバナンスを高めるうえで有効な手段である投票については、**投票の方法・プロセス、提案が可決される要件および投票結果の開示内容等については、十分な情報提供が行われ、あらかじめ提案内容について十分に理解されたいうで投票が実施されるよう努めることが肝要**であるとする。

4. 情報開示にあり方について

前述の情報開示事項については、開示される情報が当該情報を受領すべき者に適切なタイミング及び方法で開示されることを確保する必要がある。とりわけ、トークンの二次流通市場における情報開示は、必ずしも十分ではないケースも散見されることから、地方創生 DAO 運営者等からの積極的、かつ継続的な情報開示が望まれる。

適切なタイミングおよび方法については、情報開示項目の内容や受領すべき対象者の属性等により異なる。一般的には、次のような開示方法があると考えられるが、それら以外により適切な方法がある場合は、積極的に取り入れていくことが望ましい。

- **ホワイトペーパー等広く公開する情報開示**
- **利用規約等トークン購入における情報開示**
- **事業報告等 DAO 参加者等に対する継続的な情報開示**

以上